

Ⅱ-8. 医薬品 - 中国の台頭を踏まえた日本企業の選択肢 -

【要約】

- ◆ 中国は世界第2位の市場であり今後も成長が見込まれるとともに、先進国型の市場構造に移行している。欧米企業は中国への積極的な研究開発投資を行う等、中国市場のプレゼンスが向上している。
- ◆ 中国企業は再編による規模の拡大、海外からのライセンスインや海外企業の買収により技術力も向上しており、日本企業の相対的なプレゼンスは低下している。また、今後の中国企業による欧米大手企業買収の可能性も否定できない。
- ◆ かかる状況下、日本企業には①中国市場への集中的なリソース投下、②グローバル化に向けた国内再編、③日本市場堅持に向けた国内回帰の選択肢が考えられる。

1. 中国医薬品産業の注目すべき変化

世界第2位の市場に成長、先進国型の構造に徐々にシフト

中国医薬品市場は2015年に約730億ドルと、日本市場を上回る世界第2位の市場規模となっている。近年は2桁の成長率で推移していたが、医療費抑制策等を受け2015年の成長率は3.6%に鈍化した(【図表1】)。しかしながら、依然として医薬品へのアクセスが不十分であること、1人当たり医療支出が未だ低水準にあること等を鑑みれば、今後も中国市場は拡大する見込みである。加えて、抗生物質等が中心の所謂発展途上国型から、糖尿病やがん等の先進国型へ市場構造が徐々に移行している。

中国企業の競争力向上に向けた施策が進められる

行政面では中国企業の競争力強化に向けた施策が進められている。まず、イノベーションを促進していくため、「中国製造2025」でバイオ医薬分野を重点分野に指定するとともに、地方政府を通じた産業振興ファンドの創設や研究者の開発インセンティブを高める制度の導入等により、高付加価値分野の発展を支援している。一方、約6千社が乱立する中国医薬品企業の統合に向けた施策も進められている。具体的には、2015年の自由薬価制度への移行や、審査承認制度、品質管理規定の厳格化による競争力の低い企業の淘汰を促す制度変更が挙げられる(【図表2】)。

【図表1】 中国医薬品市場規模推移



(出所) IMS Health Analytics Link よりみずほ銀行産業調査部作成
(注) Copyright2016 IMS Health、無断転載禁止

【図表2】 政策動向

イノベーションの促進
✓「中国製造2025」の10大産業の一つとしてバイオ医薬を指定
✓「国家創新駆動発展戦略要綱」戦略任務として健康技術を指定
✓地方でのバイオ産業ファンド創設
✓医薬品市販承認取得者制度の試験導入
企業間競争の促進
✓自由薬価制度導入
✓審査制度改革
✓品質管理規定の見直し

(出所) 各種公表資料よりみずほ銀行産業調査部作成

中国企業の変化
①新薬・バイオ分野への取組強化

以上のような市場構造の変化や政府による施策を受け、中国企業の変動にも変化がみられる。まず、抗体医薬品等に代表されるバイオ医薬品や新薬といった付加価値の高い分野の強化である。中国では低分子薬のジェネリック薬を扱う企業が9割以上を占めると言われているが、一部の企業は高付加価値分野に力を入れることで他社との差別化を図っている。【図表3】の通り、中国企業がAstraZenecaや富士フイルム等から中国内での販売権を相次いで獲得している他、バイオシミラーやデジタル錠剤といった先進国でも導入過程にある分野にもアプローチしている。また、江蘇恒瑞医薬が米国MDアンダーソンとがん免疫分野で共同研究開発契約を結ぶなど、中国企業と米国アカデミアとの結びつきも強まりつつある。

中国企業の変化
②国内外M&Aの増加

2つ目の変化は中国企業による国内外M&Aの増加である。国内M&Aでは、約6千社が乱立する中国企業間の再編の動きが顕著であり、10億ドル超の大型買収も複数行われている。また、中国企業の特徴としてグループ内に複数の製造子会社、流通・小売子会社を有していることが挙げられるが、輔仁薬業や上海現代製薬の事例に見られるように、大手医薬品集団の製造子会社の統合も進められている。このような中国企業間での再編に加え、中国企業による海外企業の買収も増えている。これらの買収は海外での販路獲得は当然ながら、バイオ医薬品や注射剤といった、海外企業が持つ技術の獲得を目的としている点が特徴的である。

【図表3】近年の中国企業による取組

形態	時期	企業名	対象先	金額 (\$mm)	内容
ライセンス	2016年2月	康哲薬業	AstraZeneca	310	降圧薬の中国での権利を取得
	2016年2月	康哲薬業	AstraZeneca	190	心疾患治療薬の米国外での権利を取得
	2016年2月	ハルビン營衝薬業	Proteus Digital Health	25	デジタル錠剤を手掛けるProteusに約2%出資
	2016年5月	長春長生生物科技	ジーンテクノサイエンス	n.a.	バイオシミラーの中国での権利を取得
	2016年7月	浙江海正薬業	富士フイルムHD	n.a.	抗インフルエンザウイルス薬の中国での権利を取得
	2016年7月	湖南方盛製薬	Lipo Medics	10	Lipoに30%出資。Lipo製品の中国での権利を取得
買収 (国内)	2015年5月	牡丹江友博薬業	九芝堂	1,064	漢方薬メーカーの九芝堂を買収
	2015年7月	江蘇九九久科技	陝西必康製薬	1,146	医薬品メーカーの陝西必康製薬を買収
	2015年12月	輔仁薬業	開封製薬	1,211	親会社輔仁薬業集団の製薬子会社の集約
	2016年3月	上海現代製薬	国薬控股 他	1,189	親会社中国医薬集団の製薬子会社の集約
買収 (海外)	2015年8月	海普瑞薬業	Cytovance Biologics	206	バイオ医薬品製造受託企業Cytovanceを買収
	2016年3月	人福医薬集団	Epic Pharma	529	麻酔鎮痛薬や徐放性製剤に強みを持つEpicを買収
	2016年7月	上海復星医薬集団	Gland Pharma	1,260	注射剤後発薬等を米国に輸出するGlandを買収

(出所) 各社IR資料よりみずほ銀行産業調査部作成

2. 日本の医薬品産業に与える影響

中国医薬品市場の拡大や疾患構造の先進国型への変化、中国企業の新薬開発への取組や海外への展開を企図したM&A等が進むにつれ、日本市場、日本企業双方のプレゼンスが低下している。

欧米大手は中国に積極的に投資し、研究開発拠点としての位置付けに

中国医薬品産業の変化を受け、欧米大手企業は中国市場への投資を積極化している。例えば、Novartisは上海に米国・スイスに次ぐ3か所目のグローバルR&Dセンターを設置しアジア地域に多い疾患研究を始め、Pfizerは同社としてアジア初となるバイオ医薬品技術センターに3億5千万ドルを投じる

計画を立てている。こうした欧米企業単独での投資に加えて、中国企業との共同研究事例も増加している。Eli Lilly は、中国信達生物製薬 (Innovent Biologics) と抗体医薬の開発で提携し、総額約 10 億ドルを支払う契約を締結した。また、米国 BrainXell は北海銀河生物産業投資と再生医療分野での共同研究を開始している (【図表 4】)。このように、中国は製造・販売拠点としての位置付けに加えて研究開発拠点としての位置付けに変わりつつある。

【図表 4】欧米企業による中国での R&D の取組

時期	企業名	投資額 (\$mm)	内容
2015年7月	BrainXell (米)	非公表	北海銀河生物産業投資と再生医療分野での共同研究契約を締結
2015年10月	Eli Lilly (米)	1,000超	信達生物製薬と癌免疫療法で提携。Lilly社からInnovent社に最大10億ドル超が支払われる
2015年12月	Astrazeneca (英)	150超	薬明康德新薬開発と中国向け製剤を共同開発。英国、スウェーデンと並ぶグローバルR&D拠
2016年4月	Juno Therapeutics (米)	非公表	薬明康德新薬開発と上海市にがん免疫療法の開発等を行うJVを設立
2016年6月	Novartis (スイス)	1,000	スイス、米国に続く3か所目のグローバルR&D拠点。中国を含むアジア地域で多い疾患の新薬開発に取り組む
2016年6月	Pfizer (米)	350	アジア初となるバイオ医薬品技術センターを浙江省杭州市の杭州経済技術開発区で着工

(出所) 各社 IR 資料よりみずほ銀行産業調査部作成

有望な新薬パイプラインが買収され、日本企業の成長機会が減少

日本企業のプレゼンスについても低下している。確かに創薬力という観点で見れば、世界の売上高上位製品の多くが日米欧等先進国を起源としている様に、現時点での中国企業の創薬力は依然として低い水準にあるかも知れない。しかしながら、現在の創薬の大部分をベンチャーが担っており、大手企業は有望ベンチャーを買収することで新薬パイプラインを獲得していることを踏まえれば、資金力のある中国企業が先進国の有望ベンチャーを買収することで急速に力をつけることも想定される。翻せば、日本企業の将来の成長ドライバーとなり得るシーズの獲得が困難になり、徐々に日本企業のプレゼンスが低下することを意味する。

中国企業による欧米大手企業の買収の可能性も否定できない

また、中国企業が欧米大手企業を買収することも想定される。世界の医薬品業界においては選択と集中が進められており、大胆な事業ポートフォリオの交換が行われている。過去 2 年間で振り返っても、2014 年 4 月に発表された Novartis のワクチン事業と GSK の抗がん剤事業の交換に始まり、最近では 2015 年 12 月に発表された Sanofi の動物薬事業と Boehringer Ingelheim の大衆薬事業の交換等、グローバルでの主要企業の顔ぶれが大きく変わる再編が行われている。また、2016 年 5 月には Bayer が種子大手 Monsanto の買収を仕掛けていることを発表しており、買収を機に医薬事業を切り出す可能性がありえること、Pfizer が新薬事業と既存薬事業分離の是非を 2016 年内に判断するとしている等、今後も医薬品業界においては大型再編の可能性が残されている。このような再編に中国企業が関与してくることは中国化工集団の Syngenta 買収の事例からも十分に想定され、もし実現すれば日本のトップ企業を凌ぐ規模の中国企業が即座に誕生することになる。さらに、そうした中国企業を買収企業の日本事業を梃子に日本への本格的な展開を進めれば、日本企業はマザーマーケットである日本市場でさえもプレゼンス低下を余儀なくされるであろう。

3. 日本企業がとり得る選択肢

かかる状況下、日本企業、特に新薬メーカーがとり得る選択肢について考察したい。

①成長する中国市場への注力:リソースを集中投入し、中国企業との協業・有望企業への投資を積極的に実施すべき

第一の選択肢は、世界第2位の市場規模となり今後も成長が見込まれる中国市場への注力である。中国は規模こそ世界第2位の市場になったものの、中国企業は現時点では小規模で技術力も低く、欧米等の先進国市場に比べれば競争環境は激しくない。従って、日本企業は欧米市場にのみ目を囚われるのではなく、今後の有望市場としての中国に改めて向き合っていくことが求められる。ただし、欧米企業も中国事業を強化しているため、中国市場への注力を選択する際にはヒト・モノ・カネ全てのリソースを集中的に投入していくことが必要であろう。従来の製造・販売拠点としての位置付けに留まらず、研究開発拠点としての投資も求められるであろうし、中国企業との協業、あるいは中国の有望な技術やベンチャーに早い段階で投資をしていくことも求められるであろう。

②グローバル競争に向けた国内再編:継続的な新薬創出には事業規模の拡大が不可欠。再編も選択肢に

第二の選択肢は、グローバルで競争していくための国内再編である。新薬メーカーには革新的な新薬を創出していくことが求められるが、近年バイオ医薬品や再生医療等、多様なアプローチでの研究開発が不可欠となっており、求められる研究開発資金は増大している。日本企業各社は注力する疾患領域を絞り込み、オープンイノベーションの取組も含めて創薬の効率化を図っているが、これらの取組には限界がある。加えて、医薬品業界のM&Aは大型化し有望なシーズを獲得するには多額の資金が必要となっており、今後の中国企業の台頭も踏まえればこの流れはさらに加速していくことが考えられる。従って、継続して新薬を創出し、グローバルで競争していくには一定の事業規模が必要になるため、日本企業には再編を通じた規模拡大が求められよう。

③国内市場の堅持:国内での研究開発に注力し、海外はライセンスビジネスで稼ぐという割り切りも必要

第三の選択肢は、日本市場でのポジション堅持である。規模では中国に抜かれたものの、日本は依然として世界第3位の市場であり、高齢化に伴い安定的に成長している市場である。また、日本企業が最もリソースを投じており、企業規模に関わらず海外企業との競争優位性がある市場でもある。従って、敢えて負担が大きくリスクもある海外展開を考えるのではなく、優位性のある日本市場に拘る選択肢も考えられるであろう。幸いながら、政府は国内でのイノベーション創出に向けて産官学連携を推進し、バイオベンチャーの育成に力を入れ始めたところである。こうしたアカデミア、ベンチャーとの協業を含めて国内事業にリソースを集中投入し、海外に関してはライセンスビジネスで稼ぐという割り切りも求められるであろう。

みずほ銀行 産業調査部

素材チーム 戸塚 隆行

takayuki.totsuka@mizuho-bk.co.jp

©2016 株式会社みずほ銀行

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。